

あったか高知観光条例をここに公布する。

## ○あったか高知観光条例

(平成16年8月6日条例第34号)

### あったか高知観光条例

南国土佐で知られる高知県は、年間を通じて温暖な気候や豊かな自然環境に恵まれ、数々の優れた歴史上の人物を輩出する等、独自の歴史と文化、伝統を築き上げてきました。高知県の風土がはぐくんだ優れた特性を生かし、これまでも県内各地域において観光の振興への取組がなされ、スポーツコンベンション等の幅広い分野においても交流人口の拡大に向けた積極的な取組が行われています。

観光による交流の拡大増進を図ることは、観光産業のみならず、農林水産業、製造業等の幅広い分野にわたる地域経済への波及効果をもたらすことから、観光を地域に密着させた総合産業として育てていくことが求められています。

高知県を訪れる人々と地域の人々との心が触れ合う交流を拡大するとともに、観光を地域の産業として更に発展させていくためには、これまで以上に地域の人々がわがまち、わがむらの魅力を見つめ直し、自信と誇りの持てる個性豊かな観光地づくりを進めていくことが必要です。

そのためには、高知県が観光立県を目指すための基本的な考え方と方向性を明らかにすることにより、広く県民が理解を深め、共通の目標と認識の下に、一人一人が観光の振興の担い手であるという意識をはぐくむことが重要です。

高知県の地域性や県民性をイメージさせる「あったか高知」を合い言葉に、県民の参加と協働による観光の振興に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

**第1条** この条例は、観光立県を目指すための基本理念その他観光の振興に関し必要な事項を定めることにより、県民の参加と協働による観光の振興を図り、もって元気な地域社会づくり及び本県経済の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

**第2条** 観光の振興は、県、市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体がそれぞれの責務又は役割を担い、及び協働し、次に掲げる事項を推進していくことを基本理念とする。

- (1) 地域の特性や魅力を生かし、自信と誇りの持てる個性豊かな観光地づくりに取り組むとともに、観光客への快適なサービスを提供できる環境を整備すること。
- (2) 地域の歴史、文化、伝統等を再認識し、観光の振興の担い手となる人を育成するとともに、観光客に潤い、いやし、感動等を与えられるようおもてなしの心を醸成すること。
- (3) 相互の理解と協力による観光の振興に向けた組織づくりを行うとともに、緊密な連携が保たれた態勢を整備すること。

(県の責務)

**第3条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、県民、市町村、観光事業者及び観光関係団体（第9条第2項において「県民等」という。）が本県の観光に関する共通の目標と認識の下に、相互に連携できるよう総合調整を図るものとする。

（市町村の役割）

**第4条** 市町村は、基本理念にのっとり、当該地域の特性を生かした観光の振興に関する施策を講ずるよう努めるとともに、県が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

**第5条** 県民は、基本理念にのっとり、観光立県に対する理解と関心を深めるとともに、地域における観光の振興に関する取組に参画するよう努めるものとする。

2 県民は、観光客を温かく迎えるよう努めるものとする。

（観光事業者の役割）

**第6条** 観光事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて快適なサービスと環境を提供し、観光客の満足度の向上に努めるものとする。

2 観光事業者は、地域へのかかわりと意義を認識し、地域の他の産業との緊密な連携により地域社会及び地域経済への貢献に努めるものとする。

3 観光事業者は、県及び市町村が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（観光関係団体の役割）

**第7条** 観光関係団体は、基本理念にのっとり、業界及び業種の枠を超えた連携を図りながら、その事業活動を行うよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、自らが担うべき役割や事業目的を認識し、観光情報の発信、観光客の誘致、受入態勢の整備等に積極的に取り組むよう努めるものとする。

3 観光関係団体は、県及び市町村が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（基本方針）

**第8条** 県は、次に掲げる基本方針に基づき、観光の振興に関する施策を積極的に推進するものとする。

（1） 地域における自然、歴史、文化等の観光資源の保護、発掘又は育成の取組を促進すること。

（2） 観光施設、観光サービス施設、交通基盤等の整備の取組を促進すること。

（3） 生活環境の美化及び景観の保全の取組を促進すること。

（4） すべての人々にやさしい観光地づくりの取組を促進すること。

（5） 食文化を伝承するとともに、食の魅力を生かした取組を促進すること。

- (6) 観光ボランティア等の育成及び確保の取組を促進すること。
- (7) 学校教育及び社会教育における観光に関する学習の機会の確保に取り組むこと。
- (8) 地場産品の積極的な活用及び農林漁業体験等の交流活動を通じて、地域の産業との連携を促進すること。
- (9) 観光情報の発信並びに国内及び国外からの観光客の誘致を促進すること。
- (10) 四国4県の連携による取組を促進すること。

(観光ビジョン)

**第9条** 知事は、第3条第1項の規定により、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、観光の振興に関するビジョン（以下「観光ビジョン」という。）を定めなければならない。

- 2 知事は、観光ビジョンを定めるに当たっては、前条に定める基本方針を踏まえるとともに、あらかじめ、県民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、観光ビジョンを定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、観光ビジョンの変更について準用する。

(観光ビジョンの実施状況の報告等)

**第10条** 知事は、観光ビジョンに定められた計画期間の中間年度及び最終年度における観光ビジョンの実施状況及びその成果を取りまとめ、速やかにその概要を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(知事への意見)

**第11条** 議会は、前条の規定による報告を受けたとき又は社会経済情勢の変化等の理由により観光ビジョンの変更が必要と認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(広報、啓発等)

**第12条** 県は、県民の観光の振興に関する意識の高揚及び地域における観光の振興に関する取組への参画を促進するため、広報、啓発及び情報の提供に努めるものとする。

- 2 県は、本県の観光に関する調査を実施し、その結果の公表に努めるものとする。

(財政上の措置)

**第13条** 県は、観光の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を積極的に講ずるよう努めるものとする。

(委任)

**第14条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。